

# 柏崎民商会報

19年12月9日

〒九四五〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

## インボイス制度導入で

### 売上高が1000万円以下の

### 業者は商売の取引を断られる？

安倍政権による消費税10%増税・複数税率・インボイス制度の強行実施に伴い、10月から「10%増税に負けてたまるか！消費税学習会」を民商や支部主催で開いてきました。

特に大きな問題点は、①税率が10%と8%になり「区分経理」が求められ、現金出納帳はじめ総勘定元帳を必要になる。②8%と10%の税率ごとに区分した適格請求書（請求書や領収書）であるインボイスに「登録番号」がない免税業者（消費税を税務署に納めていない業者）が「課税業者になるように。ならないと取引しない」と取引業者から言われる、など煩雑な記帳問題や死活にかかわる問題があります。

現在、課税業者である会員さんは「1月から9月」は税率8%と「10月から12月」は8%と10%の区分経理になるため、これまた煩雑な実務になります。申告に備えて9月までの収支計算を年内にしておきましょう。



な実務になります。申告に備えて9月までの収支計算を年内にしておきましょう。

## 年の瀬、声をかけ合って

### みんなで元気に年越しを

「消費税の増税もあるが、11月の中頃から仕事がなくて、もう冬ごもりだて」「みんな、どうしてる？ 10月11月、全然お客が来ない！」と会員さんの大変な窮状がうかがえます。

また滞納問題や資

金繰りについての相談も事務所に寄せられています。深刻な消費不況の中での10%増税で、多くの会員さんが厳しい状態に追いやられています。

年の瀬。例年にまして、声をかけ合って、年末越し対策や商売について語り合い、アドバイスし合い、みんなで元気に年越ししましょう。



## 県市村民税の「特別徴収制度」

### 「納期特例」の方は12月10日期限

事業所の従業員が10人未満の場合に「納期特例」ができます。この特例が承認されている事業所は、1回目の半期分の納入期限が10日になります。忘れずに納付下さい。

## 12月のパソコン会計教室は18日

第7回教室は、18日(水)の午後7時より。会場はワークプラザ柏崎の2階・第2講習室。

## 年末調整の作成相談会

□月日：12月25日(水)と1月7日(火)

□開始時間と会場

午後2時開始：ワークプラザ柏崎

午後6時開始：民商事務所

※開始時間により会場が異なりますので、ご注意ください。当日、用意して頂く書類等が不明な事業者は事務所に確認下さい。

